

## 第3章

## バリアフリー化の基本目標と基本方針

### 3-1 本市におけるバリアフリー化の現状と課題

第1章の目的と位置づけや第2章の概況などを踏まえ、バリアフリー化の現状と課題を以下のとおり整理しました。

#### <現状>

まち	<ul style="list-style-type: none"><li>● JR 埼京線3駅周辺に主要な施設が分布している。</li><li>● 歩行者自転車道路網整備計画に基づき、自転車レーンやナビマーク※の導入が進んでいるが、歩道のバリアフリー化はあまり進んでいない。</li><li>● 立地適正化計画が策定されており、都市機能誘導区域が定められている。</li><li>● 都市計画道路や駅前交通広場整備を含む土地区画整理事業等が進行中。</li><li>● 駅や建築物のバリアフリー満足度が比較的高い一方、歩行空間の満足度が特に低い。</li></ul>
ひと	<ul style="list-style-type: none"><li>● 子育て世代が多いことが特徴だが、将来的には高齢化が進行する。</li><li>● 一部の地域では比較的外国人が多い。</li><li>● 心のバリアフリーの認知度が低く、困っている人を見かけても手助けの行動に移せない人が多い。</li></ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市全域が荒川氾濫時の浸水想定区域であり、防災（水害対策）の先進的な取組がある。</li><li>● 多くの障がい者やその保護者・支援者、子育て世代等が、避難や避難先での生活に不安を感じている。</li><li>● 「おねがい・まかせて会員」など障がい者等の支援の仕組みがあるが、認知度が低い。</li></ul>

※ ナビマーク：自転車が行き止まり部分及び進行すべき方向を明示するもの

#### <促進方針策定に向けた課題と対応>

- ① バリアフリーのまちづくりに関する方針を示すにあたり、高齢者、障がい者だけでなく、その支援者や妊産婦、子育て世代、外国人や性的マイノリティ※の人など、全ての市民を想定して検討を進める必要がある。
- ② 共生社会の実現に向け、施設整備などのハード整備によるバリアフリー化だけでなく、心のバリアフリーなどのソフト面も推進する必要がある。
- ③ バリアフリー化を推進するにあたり、利用主体となる市民や利用者の参画を促すとともに、促進方針の検討プロセスを通じて、バリアフリーに関する意識を醸成していく必要がある。

⇒ハード・ソフト一体的な取組による、市のバリアフリー化の方向性を示す

- ④ 多くの関連事業が実施中であり、公共施設等の集積が見られる JR 埼京線3駅周辺を中心に、主要な施設、施設間の経路や交通手段の一体的なバリアフリー化を進めていく必要がある。

⇒施設配置等の状況や関連計画等を踏まえた一体的かつ連続的なバリアフリー化の推進

※性的マイノリティ：LGBT（L：レズビアン、G：ゲイ、B：バイセクシャル、T：トランスジェンダー）等、性的指向や性自認において少数者である人々のこと

## 3-2 基本目標と基本方針

### (1) 基本目標

3-1 で整理した現状と課題を踏まえ、促進方針では、バリアフリー法に定める「共生社会の実現」を目指すため、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者、子育て世代、外国人や性的マイノリティの人など全ての市民が社会生活をしていく上での様々なバリア（社会的障壁<sup>※</sup>）の除去（＝バリアフリー）を進めていきます。

そのための基本目標を、次のように市の関連施策を踏まえ考えました。

本市は、戸田市第5次総合振興計画において、目指す将来都市像を定めています。

- 『このまちで良かった』 みんな輝く 未来共創のまち とだ

この将来都市像を軸に、本市の都市づくりの理念の一つである

- 誰もが移動しやすい「交通都市づくり」

及び、本市の地域福祉の基本理念である

- 「やわらかに響きあうー認めあい、話しあい、支えあい、ホッとする<sup>ま</sup>戸田<sup>ち</sup>」
- を踏まえ、促進方針の基本目標として以下を設定します。

#### 基本目標

だれもが 認めあい、話しあい、支えあい、安全・安心に暮らせるまち

※ 社会的障壁：「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁（バリア）となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」のこと

### (2) 基本方針

基本目標に沿って、促進方針の基本方針を以下に設定します。

基本方針1	だれもが移動しやすい環境づくり
基本方針2	多様な当事者参加による共生社会の実現
基本方針3	支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進
基本方針4	安心して外出できるわかりやすい情報の発信
基本方針5	ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上
基本方針6	段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

## 基本方針 1 だれもが移動しやすい環境づくり

公共施設（建築物、公園、道路）整備、駅前交通広場整備や土地区画整理事業などにおいて、必要なバリアフリー化を着実に推進することにより、高齢者や障がい者をはじめ、その支援者や妊産婦、子育て世代等のだれもが移動できる・しやすい環境をつくります。

## 基本方針 2 多様な当事者参加による共生社会の実現

段差などの物理的なバリアだけでなく、情報や制度、意識のバリアによって、移動や施設の利用に制約を受ける人がいます。知的・精神・発達障がい者や、外国人、性的マイノリティの人等、市民の多様性を理解・尊重し、だれもが移動や施設の利用に困ることがない社会を目指します。そのため、多様な当事者参加型での活動を推進し、当事者意見を収集し、施策への反映を行います。

## 基本方針 3 支えあいの意識啓発と心のバリアフリーの推進

市民や市職員、事業者に対し、手助け・声掛けの動機づけとなるための教育や啓発の機会を増やし、障がいへの正しい理解や配慮の仕方を浸透させ、心のバリアフリーの推進と意識の向上を図ります。

また、心のバリアフリーや障害の社会モデル<sup>\*</sup>の理念を浸透させるための取組を継続的に実施し、市の関連施策においてバリアフリーに配慮したまちづくりを進めます。

## 基本方針 4 安心して外出できるわかりやすい情報の発信

外出前や外出先で、移動しやすい経路やエレベーター、車いすやオストメイト対応のトイレ、大人用ベッドの有無など、バリアフリーに関する情報が適切に得られるようにすることで、安心して外出できる環境づくりを進めます。

また、市内におけるバリアフリーに関する取組について市民へ積極的に情報発信を行います。

## 基本方針 5 ハード・ソフト一体的な取組による整備効果の向上

ハード面の整備だけでは必ずしも利用しやすい施設になるとは限りません。施設の利用及びコミュニケーション等を支援する設備の導入や人による支援等のソフト施策を組み合わせ、ハード・ソフト一体的な取組により施設整備の効果を高めます。

また、駅と駅前交通広場、建築物と道路などの境界部については、移動の連続性や均一な整備を実現するため、事業者間で連携した整備を行うよう働きかけを行います。

## 基本方針 6 段階的かつ継続的なバリアフリー化の推進

令和2年度に促進方針を策定し、次の段階として、バリアフリー化の重点的、具体的な事業の推進を図るため、バリアフリー基本構想を策定します。また、バリアフリー基本構想の策定後も、事業の進捗状況や社会情勢の変化を踏まえ、バリアフリーの促進について、継続的な当事者参加や取組の評価の機会を設け、さらに移動しやすいまちとなるよう、継続的なバリアフリー化の推進と改善を図ります。

※ 障害の社会モデル：「障害」とは、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと